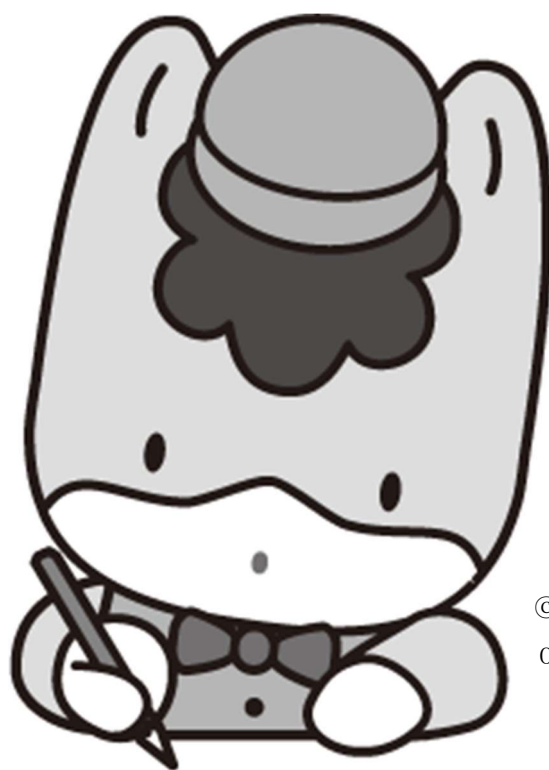


未成年後見人 Q & A

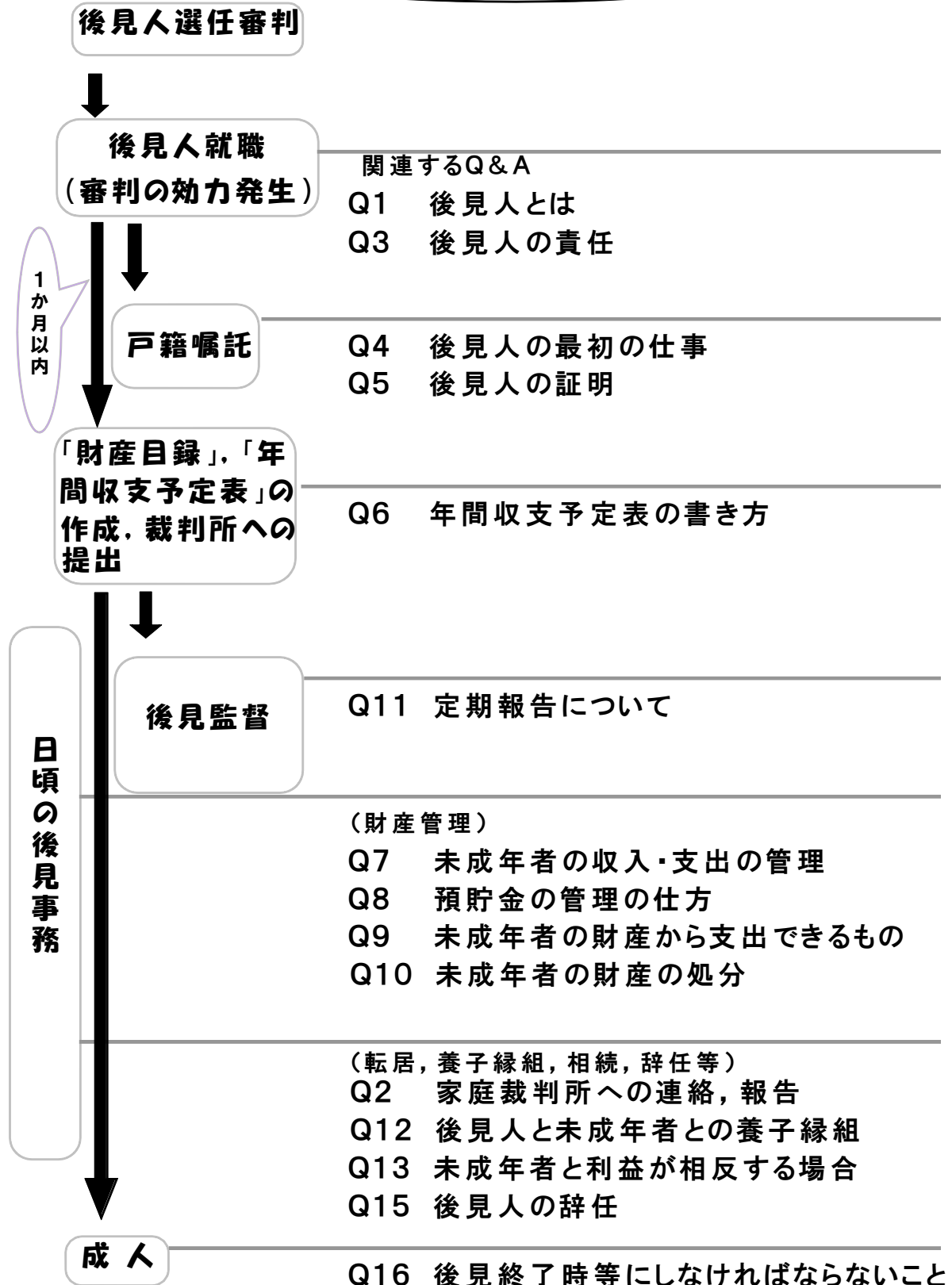


©群馬県 ぐんまちゃん
00595-01

前橋家庭裁判所

(令和7年度)

後見人の仕事の流れ



は じ め に

この冊子は、未成年後見人としての職務の基本的な事項について、Q & A方式で説明したものです。

未成年後見人になられる予定の方や、未成年後見人になられた方は、まずはこの冊子を熟読の上、未成年後見人の職務について十分にご理解いただき、適切な後見事務を行うように努めてください。

成年年齢を18歳に引き下げることを内容とする「民法の一部を改正する法律」は、令和4年4月1日から施行されます。

令和4年4月1日の時点で、18歳以上20歳未満の方（平成14年4月2日生まれから平成16年4月1日生まれまでの方）は、その日に成年に達することになります。平成16年4月2日生まれ以降の方は、18歳の誕生日に成年に達することになります。



目 次

Q 1	後見人とは	1
Q 2	家庭裁判所への連絡, 報告	2
Q 3	後見人の責任	3
Q 4	後見人の最初の仕事	4
Q 5	後見人の証明	5
Q 6	年間収支予定表の書き方	6
Q 7	未成年者の収入・支出の管理	7
Q 8	預貯金の管理の仕方	8
Q 9	未成年者の財産から支出できるもの	9
Q 1 0	未成年者の財産の処分	1 1
Q 1 1	定期報告について	1 2
Q 1 2	後見人と未成年者との養子縁組	1 3
Q 1 3	未成年者と利益が相反する場合	1 4
Q 1 4	後見人の報酬	1 5
Q 1 5	後見人の辞任	1 6
Q 1 6	後見終了時にしなければならないこと	1 7
	連絡先一覧	1 9

Q 1 後見人とは

後見人に選任されましたが、後見人とはどのような仕事をするのでしょうか。

A 後見人は、「未成年者の身上監護」や「未成年者の財産の管理」を行います。また、行った職務の内容を家庭裁判所等に報告します。

- 1 法律上、未成年者は、自分では財産管理や契約行為等ができません。また、未成年者に教育を受けさせたり、しつけをするなど、身上面での監護教育が必要です。そのため、未成年者の財産を管理し、身上監護に必要な様々な行為をする人が必要になります。この役割を果たすのが後見人です。
- 2 このような目的から、家庭裁判所は、未成年者の生活や財産の状況、後見人候補者のこれまでの経歴、未成年者との関係（特に、利害が対立することはないかどうか）など、さまざまな事情を考慮し、未成年者のために誠実にその職務を果たすことができる方かどうかを判断して、後見人を選任します。
後見人が未成年後見人選任の**審判書の謄本を受け取った日が、審判の効力が発生する日となります**。後見人としての職務は、その日から始まります。
- 3 後見人は、未成年者の監護、教育、住居の指定等について、親権者と同じ権限と責任を持ちます（民法857条）。また、未成年者に財産がある場合には、その財産を管理し、財産に関する売買、担保権の設定などの行為について、未成年者を代理します（民法859条）。後見人は、その職務を行うにあたって、未成年者の意思を尊重し、その心身の状態及び生活の状況に十分配慮しなければならず（民法858条）、財産の管理については、自分の財産を管理する以上の注意を払わなければなりません（民法644、同869条）。このように、後見人の職務は大変重要なものです（Q3を参照してください）。

Q2 家庭裁判所への連絡、報告

後見人になったら、家庭裁判所に何か報告しなければならないのでしょうか。また、家庭裁判所に呼ばれることがあるのでしょうか。

後見人又は未成年者の氏名、本籍、住所が変更になった場合はどうすればよいのでしょうか。

A 後見人になると、財産目録等を作成して家庭裁判所に提出しなければなりません（Q4を参照してください。）。また、家庭裁判所に書面による報告を行ったり、必要に応じて、家庭裁判所に出向いていただくこともあります。

後見人・未成年者の氏名、本籍、住所が変更になったり、財産に大きな変動が見込まれるときは、「連絡票」を用いて、自主的に家庭裁判所に報告してください。

- 1 後見人は、家庭裁判所又は後見監督人から、未成年者の生活状況や財産管理状況について報告を求められます。そのため、後見人は、日頃から、職務の内容を記録にとどめるとともに、収支に関する資料を残すなどして、家庭裁判所や後見監督人にその内容を報告できるようにしておく必要があります（Q4、Q7～Q12を参照してください。）。

なお、家庭裁判所の判断により、後見監督人が選任されることがあります。

また、弁護士などの専門職が、新たな後見人に追加選任されることもあります。

- 2 後見人又は未成年者が転居したり、養子縁組するなど、住民票や戸籍に変更が生じた場合は、新しい住民票や戸籍謄本を家庭裁判所に送付してください。

また、保険金の受領、不動産の処分等、財産に大きな変動が生じたときには、必ず裁判所への報告が必要です。家庭裁判所に連絡する際には、「書式一覧と記載例」にある「連絡票」をコピーし、記載例を参考にして報告してください。連絡票の送付先は、この冊子末尾にある連絡先一覧のとおりです。

Q3 後見人の責任

後見人としての責任を問われる場合として、どのような場合がありますか。

A 後見人に不正な行為、著しく適当でない行いその他後見の任務に適しない事由があるときには、家庭裁判所が後見人解任の審判をすることがあります。また、これとは別に、不正な行為によって未成年者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければなりません。さらに悪質な場合には、業務上横領罪等の刑事責任を問われることがあります。

1 後見人の解任

後見人に不正な行為や不適当な行為等があるときには、後見監督人、未成年者、未成年者の親族、検察官の求め又は職権によって、家庭裁判所が後見人を解任する（辞めさせる）審判をすることがあります。

不正な行為や不適当な行為とは、例えば後見人が未成年者の財産を自分や親族に貸し付いたり、自分の生活費として使ったり、未成年者の世話をしなかったり、家庭裁判所の指示に従わず財産目録等を提出しなかったり、後見人名義で未成年者の財産を管理するなど、後見人として相応しくないと認められる行為をいいます。

2 民事・刑事上の責任

後見人は、未成年者のため、十分な注意を払って、誠実にその職務を行う義務を負っていますので、故意又は過失によって未成年者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければなりません。

また、後見人が未成年者の財産を横領した場合には、たとえ親族であっても、業務上横領罪(刑法253条)等の刑事責任を問われることがあります。

Q4 後見人の最初の仕事

後見人に選任されました。まず最初にすることは何でしょうか。

A 未成年者の資産（不動産、預貯金、現金、株式、保険金等）、収入（遺族年金、給料等）、負債としてどのようなものがあるかを調査し、「財産目録」及び「年間収支予定表」を作成して、後見人選任後1か月以内に家庭裁判所又は後見監督人に提出してください。

1 後見人が未成年者の財産を適正に管理していくためには、まず最初に、未成年者の財産の内容を正確に把握しておくことが必要です。後見人に選任されたら、速やかに、未成年者の財産の内容を調査してください。もし、これまでは後見人以外の方が未成年者の財産を事実上管理していたという場合には、その方から、速やかにその財産に関する預貯金通帳、保険証書、資料等の引継ぎを受けてください。

2 後見人に選任された方は「財産目録」及び「年間収支予定表」の定型用紙に調査した財産の内容を記入し、各資料のコピーを添付の上、選任後1か月以内に家庭裁判所に提出してください。

なお、これらの書類が提出されない場合には、後見人として仕事を怠ったとの理由で、後見監督人や新たな後見人が追加して選ばれたり、後見人を解任されることがあります。

3 後見監督人が選任されている場合、財産目録及び年間収支予定表は、後見監督人立会のもとに作成し、後見監督人に提出してください。後見監督人の立会なくして作成された財産目録は無効となります。

なお、後見人が未成年者に対し、債権を有し、又は債務を負っている場合において、後見監督人が選任されているときは、後見人は、その財産の調査に着手する前に債権又は債務があることを申し出なければならないとされています。

Q5 後見人の証明

後見人であることの証明を求められたときは、どうすればよいでしょうか。

A 未成年者の戸籍謄本の交付を受けて、提示します。

後見人が選任されると、家庭裁判所が未成年者の本籍地の市区町村役場（戸籍役場）へ戸籍の記載を変更するよう依頼し、未成年者の戸籍に後見人が選任されたことが記載されます。戸籍の記載の変更には、おおむね2週間程度かかる場合が多いようです。

変更後の戸籍の記載内容を確認したい場合には、ご自身で戸籍役場から戸籍謄本を取得してください。取引の相手方等には、これを提示すればよいでしょう。

Q 6 年間収支予定表の書き方

年間収支予定表は、どのように書くのでしょうか。

A 未成年者の収支と、後見人自身の収支とを混同して記載しないよう、ご注意ください。また、未成年者が複数いる場合には、未成年者ごとに別々に年間収支予定表を作成してください。

- 1 未成年者の財産が把握できたら、次に、年間の収入（例えば、遺族年金、不動産賃料収入など）と支出（例えば、教育費、税金など）の予定を明らかにしてください。そして、収入の範囲内で支出がまかなえるのか、預貯金の取崩し等を考えなければならないのかを見極めてください。未成年者が適切な身上監護を受けることができるように、長期的展望に立って、できるだけ未成年者の利益になるような収支の計画を立ててください。
- 2 計画を立てるために「書式と記載例」に掲載の「年間収支予定表」を作成してください。お手元に遺族年金額通知書や税金の納付書などを置いて、「1 未成年者の定期的な収入」、「2 未成年者の定期的な支出」の欄の各項目に従って金額を記入してください。
- 3 収入の合計欄と支出の合計欄を見比べてみると、収支が黒字になるのか赤字になるのかについてのおおよその見当がつきます。赤字が予想される場合は、今一度支出を見直し、どうしても赤字が避けられない場合は、預貯金の取崩し等について、特に慎重に予定を立ててください。



Q 7 未成年者の収入・支出の管理

未成年者の収入・支出はどのように管理すればよいのでしょうか。また、どのような資料を残しておけばよいのでしょうか。

A 未成年者の収入・支出と、他人（後見人・親族等）のそれとを区別し、現金出納帳をつけて管理してください。複数の未成年者の後見人をされる方は、未成年者ごとに別々に収入・支出を管理してください。また、個々の収支を裏付ける領収書、レシート等を残しておいてください。

- 1 未成年者の親族、あるいは実の親が後見人に選任される場合もありますが、**後見人となった以上、未成年者の財産は、あくまで「他人の財産」であるという意識を持つ必要があります。**未成年者の財産と、後見人や第三者の財産とを混同しないようにしてください。

未成年者が受取人になっている各種保険金は、未成年者名義の口座に入金してください。同様に、満期が来ていない保険（学資保険など）については、保険契約上の制約がない限り、受取人名義は未成年者としてください。

ある財産が未成年者のものか後見人のものか明らかでない場合は、その財産の管理方法について、家庭裁判所に連絡してください。

- 2 収支を管理するに際しては、まず、収入や支出が生じるごとに、現金出納帳をつけてください（様式は問いません。）。

なお、定期的な収入・支出については、なるべく一つの口座で入金や自動引落としがされるようにしておくと、収支が一通の通帳によって把握できて便利です。

- 3 現金出納帳は、必要に応じて家庭裁判所に提示していただくことがあります。また、個々の収支を裏付ける資料も提示していただくことがありますので、項目ごとに整理し、保管してください。（Q 11を参照してください。）

Q 8 預貯金の管理の仕方

預貯金の預け方、管理の仕方では注意すべきことは何でしょうか。

A 安全確実な種類の預貯金として管理してください。預貯金口座の名義は未成年者名義か、又は「甲山太郎（未成年者名）未成年後見人乙山花子（後見人名）」という名義にしてください。

- 1 未成年者の財産管理は、安全確実であることが基本です。そのため、**元本保証のない投機的な運用（株式購入、投資信託、外貨預金など）は絶対に避けてください。**同様に、未成年者の財産で、高額な保険料の払込みを要する保険に加入することも、原則として認められません。
- 2 預貯金の口座が多数にわたっていたり、預け替えが頻繁であると、預貯金を管理していく上でどうしても間違いが多くなります。また、定期報告の際、書類作成に多くの労力を要します。特に必要がない限りは、小口の預貯金ができる限り口座をまとめるとともに、頻繁な預け替えは避けてください。
- 3 預貯金口座の名義は、後見人個人や第三者の名義にせず、
 - (1) **未成年者の名義**とするか、
 - (2) 未成年者の預貯金であることを明確にするため、

「 <u>甲 山 太 郎</u> 未 成 年 後 見 人 <u>乙 山 花 子</u> 」 (未成年者名) (後見人名)

という名義にしてください。

なお、このような名義で口座を開設するためには、金融機関から以下の書類の提出を求められる場合があります。

ア 各金融機関で用意している届出書

イ 未成年者の戸籍謄本（Q 5を参照してください。）

金融機関によって取扱いが異なるようですので、詳しいことは各金融機関に問い合わせてください。

Q 9 未成年者の財産から支出できるもの

未成年者の財産から支出できるものとしては、どのようなものがありますか。

A 未成年者自身の生活費や教育費のほか、未成年者の財産の維持管理に必要な費用（税金等）、後見人がその職務を遂行するために必要な経費などがあります。

1 未成年者の生活費等

未成年者自身の食費，教育費，被服費，医療費，未成年者の小遣い等，未成年者自身の生活に必要な費用については，未成年者の財産から支出することができます。

ただし，いずれについても，未成年者の資産・収入等に照らして相当と認められる範囲で，という制約があります。その時点では未成年者に十分な資産があると思われる場合でも，将来収入が減ったり，思いもかけない支出が必要になったりすることもあります。したがって，後見人としては，未成年者の財産の総額，今後の収入の見込み，支出の必要性，支出額等を十分検討し，長期的な展望に立って，その支出が相当かどうかを判断しなければなりません。

2 債務等の返済

未成年者が生前債務を負っている方（実父母等）の相続人となっている場合には，後見人として，相続放棄の申述をするか，相続して未成年者の財産から支払うかの判断をしなければなりません。明らかに債務超過が見込まれる場合には，未成年者の利益保護の観点から，原則として相続放棄の申述をしなければなりません。

ただし，未成年者が，債務を相続した場合や第三者に対して債務を負っている場合でも，例えば未成年者（又は亡くなった実父母等）が，経済的に困っていた時期に，身内から援助の名目で受け取った金員など，贈与（もらったもの）なのか貸借（返すべきもの）なのか，法律的な趣旨があいまいなものもあります。

したがって，「借りた」相手が金融機関以外の場合で，証書等が残っていない場合は，未成年者が本当に債務を負っているかどうか十分確認する必要があります。そのような事情がある場合は，返済してしまう前に家庭裁判所に

お問い合わせください。後見人選任前に、親族等が未成年者に援助した生活費を清算したい場合も同様です。

なお、後見人自身が、未成年者のために負担した立替金を清算する場合は、事前の報告や領収書の提出が必要となります。

3 後見事務遂行のための経費

後見人がその職務を遂行するために必要な経費は、未成年者の財産から支出してかまいません。例えば、後見人が未成年者と連絡したり、面会する際にかかる費用、金融機関に行くための交通費、未成年者の財産の収支を記録するために必要な文房具、コピー代等がそれにあたります。ただし、これらについても、支出の必要性、未成年者の財産の総額等に照らして相当な範囲に限られます。したがって、例えば、交通費は、原則として電車やバスといった公共の交通機関の料金に限られ、高額なタクシー代等については特別の事情がない限り認められないことになりますから、注意してください。

4 その他

上記1から3まで以外については、未成年者の財産からの支出が一切認められないというわけではありません。ただ、支出の必要性、相当性については、未成年者の生活費や必要経費よりもいっそう慎重な判断が必要です。多額の支出が見込まれる場合や、支出の必要性に疑問がある場合には、家庭裁判所に連絡してください。

なお、未成年者の財産を、親族、他人に贈与したり、貸し付けたりすることは、認められません。未成年者の財産を減らすことになり、また、ほかの親族との間で無用の紛争が発生するおそれがあるからです。特に、**後見人自身が、未成年者の財産から贈与や貸付を受けることは、利害関係が対立すること（利益相反といいます。）になり、無効となりますので、絶対にしないでください。**

Q10 未成年者の財産の処分

未成年者の財産を処分したいのですが、どうしたらよいでしょうか。

A 未成年者の財産を処分する必要がある場合は、後見人の責任で、未成年者に損害を与えないよう、処分の必要性、より安全な他の方法の有無、未成年者の財産の総額などを検討して、必要最小限の範囲で行ってください。

後見人は未成年者の財産を適正に管理する必要がありますので、財産を処分すること（売却、賃貸借、担保権設定など）は、あまり望ましいこととはいえません。

しかしながら、種々の理由で、未成年者の財産を処分する必要性が生じることもあると思います。その場合は、後見人が、未成年者を代理して、未成年者の財産を処分することができます。後見人は、自己の判断で、自己の責任において未成年者の財産を処分しますが、処分にあたっては、その必要性、より安全な他の方法の有無、未成年者の現在の財産額などを考慮して、未成年者に損害を与えないように注意してください。**万が一、未成年者に損害が生じた場合には、後見人に賠償責任が生じる可能性があります（Q3を参照してください。）。**

したがって、重要な財産の処分を希望する際には、事前に「連絡票」を使用して家庭裁判所に連絡し、許可された場合のみ財産を処分してください。後見監督人が選任されている場合は、後見監督人の同意が必要です。連絡票には、どの財産をどのように処分しようと考えているかを示す資料を添付してください。

Q1 1 定期報告について

家庭裁判所に対する後見事務の定期報告は、どのようにすればよいでしょうか。

A 定められた報告期限までに、後見人は、後見事務報告書（未成年）、財産目録及び資料を家庭裁判所後見係あて提出してください。家庭裁判所から書類提出を依頼する連絡書面等は送付しませんので、十分ご注意ください。なお、後見監督人が選任されている場合には、後見監督人の指示に従ってください。

毎年定められた報告期限までに、後見人は後見等事務報告書、財産目録及び資料を提出してください。

後見監督は、後見人に未成年者の生活状況と財産の管理状況を報告していただくことから始まります。

家庭裁判所は提出された報告書の内容を検討し、問題がなければ監督が終了しますが、場合によっては、資料の追加提出を求めたり、家庭裁判所までお越しいただくこともあります。

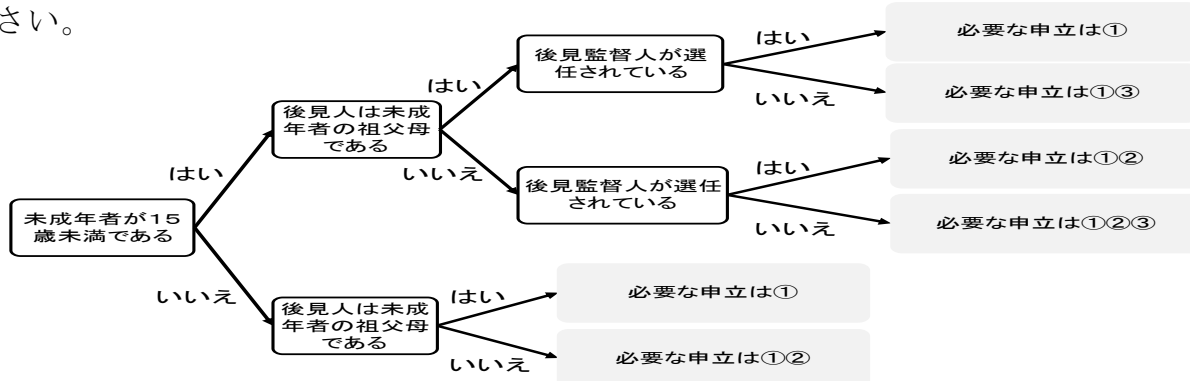
作成する書面、報告すべき内容及び添付資料は、「別冊 未成年後見人 Q & A ～書式と記載例～」のとおりです。

Q12 後見人と未成年者との養子縁組

後見人として未成年者を監護してきましたが、今後は未成年者を自分の養子としたいと考えています。どのような手続が必要でしょうか。

A 後見人が未成年者と養子縁組するには、①家庭裁判所に「後見人と被後見人間の養子縁組許可」の申立てをし、その許可を得る必要があります。②また、孫と祖父母など直系尊属との養子縁組を除き、「未成年者の養子縁組許可」も必要です。さらに、③未成年者が15歳未満でかつ後見監督人が選任されていない場合、後見人と未成年者の利益が相反するため、「特別代理人選任」の申立てが必要となります。

- 1 後見人が未成年者と養子縁組するにあたり、家庭裁判所の許可を必要としているのは、養子縁組が適切なものかを審査するためです。
- 2 一般に、未成年者と養子縁組する場合、縁組が未成年者の福祉にかなうかどうかを審理するため、家庭裁判所の許可が必要です（孫と祖父母など、直系尊属との養子縁組を除きます。）。
- 3 養子となる未成年者が15歳未満の場合は、その未成年者の法定代理人が未成年者に代わって縁組を承諾する（「代諾」といいます。）ことになります。本問の場合、後見人が、養親となる者であると同時に、養子となる未成年者の法定代理人の立場でもあり、利害関係が対立すること（利益相反）になります。そのため、後見人が未成年者の法定代理人にはなれないので、未成年者を代理する特別の代理人を選任する必要があります。なお、後見監督人がいる場合は、後見監督人が後見人に代わって縁組を代諾するので、特別代理人の選任は不要です。
- 4 このように、後見人が未成年者を養子とする場合は、色々な申立てが必要となる場合もあります。未成年者との養子縁組をお考えであれば、必ず事前に、選任された家庭裁判所（「連絡先一覧」を参照してください。）までご連絡ください。



①後見人と被後見人の間の養子縁組許可 ②未成年者の養子縁組許可 ③特別代理人選任

Q13 未成年者と利益が相反する場合

後見人は未成年者と兄弟姉妹ですが、亡くなった父の遺産分割協議はどのようにすればよいでしょうか。

A 家庭裁判所に「特別代理人選任」の申立てをしなければなりません。

- 1 後見人は未成年者の財産を管理するために、財産行為に関する包括的な代理権を与えられています。しかし、遺産分割など後見人と未成年者の利益が相反する行為の場合（後見人と未成年者との間で利害関係が生じる場合）には、公正な代理権の行使を期待することができないので、未成年者の利益を保護するため、その行為についてのみ家庭裁判所の選任した特別代理人が代理権を行使しなければならないことになっています。遺産分割など利益が相反する行為が終われば、特別代理人の職務は終了します。
- 2 本問にあるような、後見人と未成年者が共同相続人である場合の遺産分割は、後見人と未成年者の利益が相反する行為ですから、特別代理人の選任が必要です。もっとも、特別代理人を選任しさえすればどのような処分でも許されるというわけではなく、例えば**未成年者の法定相続分が確保されないような分割案は認められません**。
- 3 手続としては、**後見人（又は利害関係人）から家庭裁判所に特別代理人の選任を求める審判を申し立てていただくことになります**。家庭裁判所は、利益が相反する行為の具体的な内容等を考慮し、未成年者と利益が相反せず、未成年者のため公正に代理権を行使できる方を特別代理人として選任します。本問のように遺産分割が目的の場合には、遺産分割協議書案（未成年者の法定相続分が確保されているもの）及び遺産目録等を添付して申立ててください。
ただし、後見監督人が選任されている場合は、後見監督人が未成年者を代理することになりますので、特別代理人選任の申立ては必要ありません。
- 4 また、兄弟姉妹など、複数の未成年者について一人の後見人が選任されている場合で、未成年者同士の間で利益が相反する場合（例えば、複数の未成年者が共同相続人である場合の遺産分割など）も、特別代理人の選任が必要です。

Q14 後見人の報酬

後見人に報酬はないのでしょうか。

A 申立てにより、家庭裁判所の審判で、未成年者の財産から報酬を受け取ることができます。

- 1 後見人は、その事務の内容に応じて、未成年者の財産の中から報酬を受け取ることができます。その場合には、後見人から家庭裁判所に対し「報酬付与の審判」の申立てをする必要があります。家庭裁判所は、後見人として働いた期間、未成年者の財産の総額や内容、後見人の行った事務の内容などを考慮して、後見人に報酬を付与するのが相当かどうか、相当である場合には報酬の額をいくらとすべきかを決定します。
- 2 後見人は、報酬を付与する旨の審判で認められた額だけを未成年者の財産から受け取ることができます。したがって、後見人は、**この手続を経ずに独断で未成年者の財産から報酬を受け取るとはできません。**
- 3 なお、報酬の前払いはできません。したがって、例えば、毎年一定の時期、あるいは後見人を辞任するとき、後見終了のときなど、一定の職務を行った後に、後払いとして請求していただくことになります。

Q15 後見人の辞任

高齢や病気のため、後見人の仕事をすることが困難になった場合はどうすればよいのでしょうか。

A 正当な事由がある場合は、家庭裁判所の許可を得て、後見人を辞任することができます。

後見人は未成年者の保護のため、家庭裁判所から適任者と認められて選任されたわけですから、自由に辞任できることにすると、未成年者の利益を害するおそれがあります。そこで、後見人は、「**正当な事由**」がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、辞任することができるとされています。

「**正当な事由**」としては、例えば、後見人が高齢や病気になったり、負担が重くなったりして、後見人としての職務を遂行できなくなった場合が考えられます。

後見人の辞任の申立てにあたっては、未成年者の保護に支障が生じないように、新たな後見人の選任の申立ても、あわせて行ってください。平成24年4月以降、未成年後見人を複数人選任することや、法人を未成年後見人として選任することもできるようになりました。

なお、後見人が破産者で復権していなかったり、後見人、後見人の配偶者（夫・妻）、後見人の直系血族（父母・子・祖父母・孫など）が未成年者に対して訴訟を起こしたりした場合には、後見人を務めることができなくなりますので、必ず家庭裁判所に連絡してください。

Q16 後見終了時等にしなければならないこと

後見人を辞めたり，未成年者が成人したときは，どうすればよいでしょうか。

A 2か月以内に管理していた財産の計算をして家庭裁判所に報告し，新しい後見人又は未成年者自身に対し，管理していた財産を引き継がなければなりません。その際，後見監督人が選任されている場合は，後見監督人の立会いが必要です。

1 後見人の辞任・解任の場合

- (1) 2か月以内に，未成年者の財産を**新しい後見人**に引き継ぐ。
- (2) 財産の現状を家庭裁判所に報告する。

2 未成年者が成人に達したり，婚姻した場合（成年擬制）

- (1) 2か月以内に，未成年者の財産を**未成年者**に引き継ぐ。
- (2) 財産の現状を家庭裁判所に報告する。
- (3) **結婚したときは，連絡票及び未成年者の新しい戸籍謄本を家庭裁判所に提出する。**
- (4) 10日以内に，未成年者又は未成年後見人の本籍地又は住所地の市区町村役場に，後見終了届を提出する。

※ 成年年齢を18歳に引き下げることとする「民法の一部を改正する法律」は，令和4年4月1日から施行されます。

令和4年4月1日の時点で，18歳以上20歳未満の方（平成14年4月2日生まれから平成16年4月1日生まれまでの方）は，その日に成年に達することになります。平成16年4月2日生まれ以降の方は，18歳の誕生日に成年に達することになります。

3 未成年者が養子縁組した場合

- (1) 2か月以内に，未成年者の財産を**養親**に引き継ぐ。
- (2) 財産の現状を家庭裁判所に報告する。
- (3) **連絡票及び未成年者の新しい戸籍謄本を家庭裁判所に提出する。**
- (4) 10日以内に，未成年者又は未成年後見人の本籍地又は住所地の市区町村役場に，後見終了届を提出する。

4 未成年者と死亡した養親との間で死後離縁をした場合

実父母の双方又は一方が生存していれば，実父母が親権者になり，後見が終了します。

- (1) （実父母以外が後見人であった場合）2か月以内に，未成年者の財産を

実親に引き継ぐ。＊実親自身が後見人の場合，財産の引継ぎは不要です。

(2) 財産の現状を家庭裁判所に報告する。

(3) **連絡票及び未成年者の新しい戸籍謄本を家庭裁判所に提出する。**

(4) 10日以内に，未成年者又は未成年後見人の本籍地又は住所地の市区町村役場に，後見終了届を提出する。

5 未成年者が死亡した場合

死亡診断書の写し又は死亡した旨の記載のある戸籍謄本を家庭裁判所に提出する。

連 絡 先 一 覧

裁 判 所

前橋家庭裁判所

〒371-8531 前橋市大手町3-1-34

TEL 027-231-4973

前橋家庭裁判所高崎支部

〒370-8531 高崎市高松町26-2

TEL 027-322-3622

前橋家庭裁判所太田支部

〒373-8531 太田市浜町17-5

TEL 0276-45-7795

前橋家庭裁判所桐生支部

〒376-8531 桐生市相生町2-371-5

TEL 0277-53-2391

前橋家庭裁判所沼田支部

〒378-0045 沼田市材木町甲150

TEL 0278-22-2709

前橋家庭裁判所中之条出張所

〒377-0424 吾妻郡中之条町大字中之条町719-2

TEL 0279-75-2138